

報道関係者 各位

平成 28 年 3 月 29 日

【照会先】

岩手労働局総務部企画室

室 長 中村 悟雄 (内線 5040)

室長補佐 松田 有司 (内線 5041)

(直通電話) 019(604)3002

岩手労働局に「雇用環境・均等室」を新たに設置します

～ 4 月から、パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化～

岩手労働局では組織の見直しを行い、平成 28 年 4 月から「雇用環境・均等室」を新たに設置します。

これまで、パワハラや解雇に関する相談は総務部、企業への啓発指導は労働基準部が、またセクハラやマタハラに関する相談・指導は雇用均等室が行っていました。しかし、パワハラやマタハラなどを同時に受けるケースや、同じ企業に対して違った部署が重複して指導を行うといったケースも見られていました。

そこで、これまで担当部署ごとに行っていた取組や対応などを「雇用環境・均等室」が一体的に行うよう見直し、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの取組を効果的に推進していきます。

【ポイント】

総合的な行政事務の展開

「雇用環境・均等室」が、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

「雇用環境・均等室」が、労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施

業務実施体制の整備・強化

女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

新たな組織の連絡先など

岩手労働局雇用環境・均等室

住 所：〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通一丁目 9 - 15 盛岡第 2 合同庁舎 5 階

電 話：019 (604) 3010

019 (604) 3002 (総合労働相談コーナー専用ダイヤル)

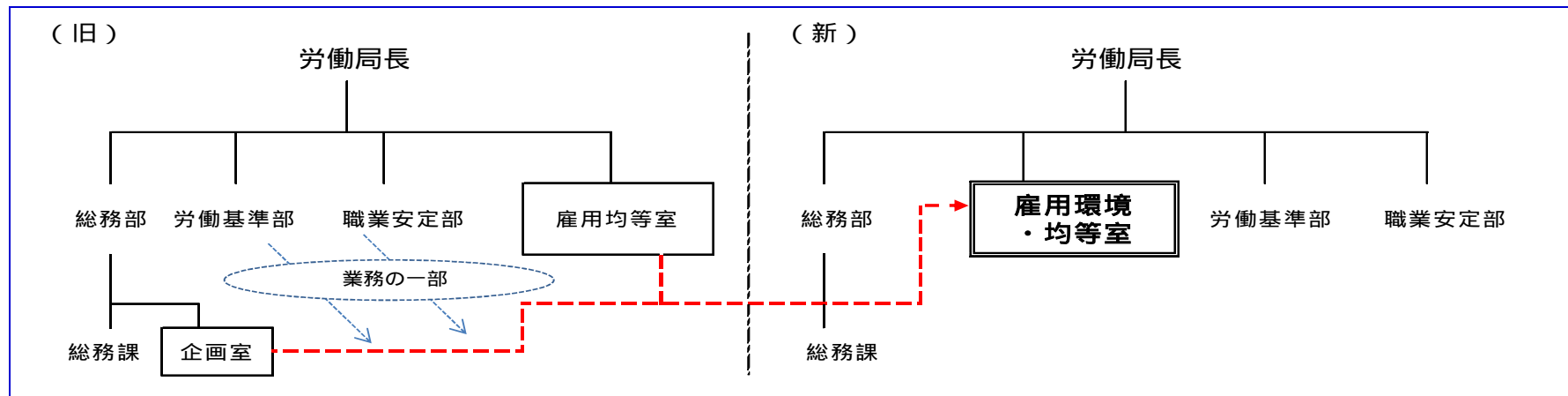
F A X：019 (652) 7782

【別添資料】岩手労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等室』を設置

岩手労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等室』を設置

岩手労働局では以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等室」を設置します。

- 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談とマタハラやセクハラ等に関する相談の対応を一体的に進めます。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組(企業指導等)と、解決への取組(調停・あっせん等)についても、同一の組織で一体的に進めます。



ポイント1 (総合的な行政事務の展開)

雇用均等室にて「女性の活躍推進」、労働基準部にて「働き方改革」に関する取組を実施する等、それぞれの組織が企業・経済団体への働きかけを実施
「雇用環境・均等室」にて、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の企業・経済団体への働きかけを、ワンパッケージで効果的に実施

ポイント2 (労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施)

総務部企画室にてパワハラ・解雇に係る相談・紛争解決、労働基準部にてパワハラ防止等に係る企業への啓発指導、雇用均等室にて均等法等に係る相談、企業への指導及び紛争の解決援助を実施
「雇用環境・均等室」で労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組(企業への指導)と解決への取組(調停・あっせん等)を一体的に実施

ポイント3 (業務実施体制の整備・強化)

女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に専門官職(雇用環境改善・均等推進指導官)を配置